

働き方改革、進めていますか？

中小企業に該当する病院・診療所の皆様へ

令和2年4月から中小企業にも時間外労働
の上限規制が適用されています。

※医師については令和6(2024)年4月から適用予定です。

長時間労働の是正、有給休暇の取得、同一労働同一賃金、ハラスメント防止
や助成金の活用など、医療勤務環境改善支援センターが、
あなたの病院・診療所等の「働き方改革」をご支援します。

新型コロナ対応関係
での労務管理問題も！

相談・研修会講師派遣など 無料

アドバイザー(社労士等)が、あなたの病院・診療所まで
お伺いします！(秘密厳守、電話相談・オンライン対応もOK)

熊本県医療勤務環境改善支援センター Tel. 096-354-3848

熊本市中央区花畑町1-13(熊本県医師会館5F)

ホームページ <http://iryoukinmu-kksc-kumamoto.com>